

議第72号

京都市市税条例の一部を改正する条例の制定について

京都市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成20年5月19日提出

京都市長 門川大作

京都市市税条例の一部を改正する条例

京都市市税条例の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(定義)」に改め、同条各号列記以外の部分中「意義は、」の右に「それぞれ」を加え、同条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第13条から第15条までを次のように改める。

(電子情報処理組織による申請等)

第13条 法に基づく申請等(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(以下「情報通信技術利用法」という。)第2条第6号に規定する申請等をいう。)については、別に定めるところにより、情報通信技術利用法第3条第1項の規定に基づき、同項に規定する電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

2 申請、届出その他のこの条例又はこの条例に基づく規則(以下「条例等」という。)の規定に基づき市長(第1条の2の規定に基づき市長がその権限の一部を区長に委任した場合にあっては、当該区長。以下この条において同じ。)に対して行われる通知(以下「条例等に基づく申請等」という。)のうち、当該条例等の規定により書面等(情報通信技術利用法第2条第3号に規定する書面等をいう。以下同じ。)により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、別に定めるところにより、電子情報処理組織(市長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通

信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。

- 3 前項の規定により行われた条例等に基づく申請等については、当該条例等に基づく申請等を書面等により行うものとして規定した条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該条例等の規定を適用する。
- 4 第2項の規定により行われた条例等に基づく申請等は、同項の市長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみなす。
- 5 第2項の場合において、市長は、当該条例等に基づく申請等に関する条例等の規定により記名等（記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。）をすることとしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって市長が定めるものをもって当該記名等に代えさせることができる。

第14条及び第15条 削除

第18条第1項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 公益社団法人又は公益財団法人
- (2) 地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体

第27条第1項中「に規定するところ」を「の規定」に改め、同条第2項中「に規定するところ」を「の規定」に改め、「寄附金控除額」を削る。

第27条の6第4項中「第314条の8第1項」を「第314条の9第1項」に、「及び前3項」を「並びに第1項から第3項まで及び前項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項中「第37条の2」を「第37条の3」に改め、「及び第1項」の右に「から第3項まで」を加え、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

- 3 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項各号に掲げる寄附金を

支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が5,000円を超える場合には、同項の規定により控除すべき金額を、その者の第27条の3及び第1項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

4 法第314条の7第1項第3号に規定する寄附金は、次に掲げる寄附金のうち、別に定めるところにより、市民の福祉の増進に寄与する寄附金として市長が認めるものとする。

(1) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金

(2) 所得税法第78条第3項又は租税特別措置法第41条の18の3の規定により所得税法第78条第2項に規定する特定寄附金とみなされる寄附金

第28条第1項第1号中「この条及び第28条の4第4項」を「この節」に、「医療費控除額若しくは寄附金控除額」を「若しくは医療費控除額」に、「若しくは同条第9項」を「同条第9項」に改め、「雑損失の金額の控除」の右に「若しくは第27条の6第3項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除」を加え、同条第3項中「医療費控除額若しくは寄附金控除額」を「若しくは医療費控除額」に、「又は同条第9項」を「同条第9項」に改め、「雑損失の金額の控除」の右に「又は寄附金税額控除額の控除」を加える。

第30条第1項中「または」を「第32条の8の2第1項若しくは第2項、第32条の8の8第1項又は」に、「よって」を「より」に、「除く外」を「除くほか」に改め、同条第2項中「あわせて」を「併せて」に改める。

第32条の3の見出しを「（給与所得に係る個人の市民税の特別徴収）」に改め、同条第1項中「こえる」を「超える」に、「よって」を「より」に、「本条」を「この条」に、「給与所得者」を「給与所得者」に改め、同条第2項及び第3項中

「給与所得以外」を「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」に、「よって」を「より」に改める。

第32条の4の見出しを「（給与所得に係る特別徴収義務者の指定等）」に改め、同条第1項前段中「に規定する」を「の規定により」に、「よって」を「より」に改め、同項後段中「よって」を「より」に、「前条第2項本文」を「同条第2項本文」に、「給与所得以外」を「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」に、「特別徴収税額」を「この節において「給与所得に係る特別徴収税額」」に改め、同条第2項中「よって」を「より」に改め、同条第3項本文中「よって」を「より」に、「同条同項」を「同項」に改め、同項ただし書中「よって」を「より」に、「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に改め、同条第5項本文中「よって」を「より」に、「本項」を「この項」に、「前条第1項本文」を「前条第1項」に、「すでに」を「既に」に改める。

第32条の5の見出しを「（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）」に改め、同条第1項本文中「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に、「よって」を「より」に改め、同項ただし書並びに同条第2項本文、第3項及び第5項中「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に改める。

第32条の6の見出しを「（給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例）」に改め、同条第1項前段中「準ずる」を「準じる」に、「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に改め、同条第1項後段及び第2項中「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に改める。

第32条の7の見出しを「（給与所得に係る特別徴収税額の変更）」に改め、同条第1項中「よって特別徴収税額」を「より給与所得に係る特別徴収税額」に、「当該特別徴収税額」を「当該給与所得に係る特別徴収税額」に、「誤」を「誤り」に改める。

第32条の8の見出しを「（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）」に改め、同条第1項中「因り個人の市民税」を「より給与所得に係る特別徴収税額」に、「よって」を「より」に改め、同条第2項中「よって」を「より」に、「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に、「こえる」を「超える」に、「但し」を「ただし」に改め、同条の次に次の8条を加える。

（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）

第32条の8の2 個人の市民税の納税義務者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において法第321条の7の2第1項に規定する老齢等年金給付（以下この節において「老齢等年金給付」という。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（令第48条の9の11第3項各号に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者に対して課する個人の市民税のうち当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第32条の3第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この節において同じ。）の2分の1に相当する額（当該額に100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、当該額が100円未満であるときは100円とする。以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。

2 前項の特別徴収対象年金所得者について、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の所得に給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得がある場合（第32条の3第2項ただし書に規定する場合を除く。）において、市長が必要と認めるときは、当該給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を前項の規定に

より特別徴収の方法により徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額に加算して特別徴収の方法により徴収する。

- 3 第1項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第31条の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。

(年金保険者による通知)

第32条の8の3 当該年度の初日において年齢65歳以上の者であって老齢等年金給付の支払を受けているものに対し当該老齢等年金給付の支払をする者（以下この節において「年金保険者」という。）は、当該年度の初日の属する年の5月25日までに、当該年度の初日において当該老齢等年金給付の支払を受けている者で同日において本市の区域内に住所を有するものの氏名、住所、性別及び生年月日、当該老齢等年金給付の種類及び年額並びに当該老齢等年金給付の支払を行う年金保険者の名称を市長に通知しなければならない。

(年金保険者の特別徴収義務)

第32条の8の4 第32条の8の2第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する年金所得に係る特別徴収税額（同条第2項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収する場合にあっては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。）については、当該特別徴収対象年金所得者に係る年金保険者を特別徴収義務者とする。

- 2 前項の場合において、市長は、同一の特別徴収対象年金所得者について老齢等年金給付が2以上あるときは、令第48条の9の12の規定により、1の老齢等年金

給付（以下この節において「特別徴収対象年金給付」という。）について年金所得に係る特別徴収税額を徴収させるものとする。

（年金所得に係る特別徴収税額の通知等）

第32条の8の5 市長は、第32条の8の2第1項の規定により年金所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収しようとする場合においては、当該年金所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収する旨、当該特別徴収対象年金所得者に係る支払回数割特別徴収税額その他法第321条の7の5第1項に規定する総務省令で定める事項を、当該特別徴収対象年金所得者に対しては第31条の各納期限のうち最初の納期限の10日前までに、当該年金保険者に対しては当該年度の初日の属する年の7月31日までに通知するものとする。

2 前項の支払回数割特別徴収税額は、市長が定めるところにより、当該特別徴収対象年金所得者につき、年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額とする。

（年金所得に係る特別徴収税額の納入の義務）

第32条の8の6 年金保険者は、前条第1項の規定による通知を受けた場合においては、当該通知に係る支払回数割特別徴収税額を、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際徴収し、その徴収した日の属する月の翌月の10日までに、納入書によりこれを納入しなければならない。

（年金所得に係る特別徴収税額の納入の義務を負わない場合等）

第32条の8の7 年金保険者は、第32条の8の2第1項の規定により徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額に係る特別徴収対象年金所得者が当該年金保険者から特別徴収対象年金給付の支払を受けないこととなった場合その他市長が定める場合

においては、その事由が発生した日の属する月の翌月以降徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額は、これを徴収して納入することを要しない。

- 2 市長は、第32条の8の5第1項の規定による特別徴収対象年金所得者への通知をした後に、当該通知に係る特別徴収対象年金所得者が特別徴収対象年金所得者に該当しないこととなった場合においては、法第321条の7の7第2項の規定により、その旨を当該年金保険者及び当該特別徴収対象年金所得者に通知するものとする。
- 3 年金保険者は、前項の規定による通知を受けた場合においては、その通知を受けた日以後、年金所得に係る特別徴収税額を徴収して納入することを要しない。
- 4 第1項又は前項の場合においては、年金保険者は、法第321条の7の7第4項の規定により、当該特別徴収対象年金所得者の氏名、当該特別徴収対象年金所得者に係る年金所得に係る特別徴収税額の徴収の実績その他必要な事項を市長に通知しなければならない。

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第32条の8の8 前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、第32条の8の2第1項の規定により第32条の8の5第2項に規定する支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該年度の前年度において第32条の8の2第1項の規定により特別徴収の方法により徴収された年金所得に係る特別徴収税額（同条第2項の規定により当該年金所得に係る特別徴収税額に加算した所得割額がある場合にあっては、当該所得割額を控除した額）に相当する額をいう。以下この節において同

じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法により徴収する。

2 当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において前項の規定による特別徴収が行われた特別徴収対象年金所得者については、第32条の8の2第1項の規定の適用がある場合における同項及び同条第2項並びに第32条の8の4から前条までの規定の適用にあつては、第32条の8の2第1項中「の2分の1に相当する額」とあるのは、「から第32条の8の8第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額」とし、同条第3項の規定は、適用しない。

3 第32条の8の4から前条までの規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第32条の8の4第1項中「第32条の8の2第1項」とあるのは「第32条の8の8第1項」と、「(同条第2項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収する場合にあつては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。)」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)」と、第32条の8の5第1項中「第32条の8の2第1項」とあるのは「第32条の8の8第1項」と、「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、「第321条の7の5第1項」とあるのは「第321条の7の8第3項において読み替えて準用する法第321条の7の5第1項」と、「第31条の各納期限のうち最初の納期限の10日前」とあるのは「当該年度の初日の属する年の3月31日」と、「7月31日」とあるのは「1月31日」と、同条第2項及び第32条の8の6中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と、前条第

1 項中「第32条の8の2第1項」とあるのは「第32条の8の8第1項」と、同条第2項中「第32条の8の5第1項」とあるのは「第32条の8の8第3項において読み替えて準用する第32条の8の5第1項」と、「法」とあるのは「法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する法」と、同条第4項中「法」とあるのは「法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する法」と読み替えるものとする。

4 市長は、前項において読み替えて準用する第32条の8の5第1項の規定による特別徴収対象年金所得者又は年金保険者に対する通知については、当該年度の前年度分の年金所得に係る特別徴収税額に係る第32条の8の5第1項の規定による特別徴収対象年金所得者又は年金保険者に対する通知とそれぞれ併せて行うことができる。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第32条の8の9 第32条の8の7第1項又は第3項（これらの規定を前条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第31条の納期がある場合においては、そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同条の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法により徴収する。

2 第32条の8の7第3項（前条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年

金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)においては、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の規定の例により当該特別徴収対象年金所得者に還付する。ただし、当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金がある場合においては、法第17条の2の規定の例によりこれに充当する。この場合においては、当該特別徴収義務者について法第17条及び第17条の2の規定は、適用しない。

第68条第3項本文中「及び国立大学法人等」を「国立大学法人等及び日本年金機構」に改める。

附則第4条の4第2項中「第27条の6第4項」を「第27条の6第6項」に改め、「同項中」の右に「並びに第1項」とあるのは「第1項」と、」を加え、「前3項」を「前項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に改める。

附則第5条の2第2項を次のように改める。

2 前項の規定の適用がある場合における第27条の6第5項及び第6項の規定の適用については、同条第5項中「及び第1項から第3項まで」とあるのは「第1項から第3項まで及び附則第5条の2第1項」と、同条第6項中「並びに第1項」とあるのは「第1項」と、「前項」とあるのは「前項並びに附則第5条の2第1項」とする。

附則第8条第1項中「第15条の8又は第15条の9」を「から第15条の9まで」に、「定める」を「より減額すべき」に改め、同条第2項中「附則第15条の9第1項」を「附則第15条の7第1項若しくは第2項又は第15条の9第1項」に、「又は第10項」を「若しくは第10項」に改める。

附則第17条の5の次に次の1条を加える。

(上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の5の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条

の4第1項に規定する上場株式等の配当等（以下この項及び次項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある法第313条第13項に規定する申告書を提出したときは、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、第27条第1項及び第27条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額（法附則第35条の2の6第11項及び第15項の規定の適用がある場合には、それらの適用後の金額）に対し、法附則第33条の2第5項に規定するところにより、市民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、第27条の6第2項の規定は、適用しない。

2 所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得について第27条第1項及び第27条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第27条第2項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第17条の5の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

(2) 第27条の6並びに附則第4条の4及び第5条の2の規定の適用については、第27条の6第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条の5の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第2項、第3項、第5項及び第6項並びに附則第4条の4第1項及び第5条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条の5の2第1項の規

定による市民税の所得割の額」とする。

- (3) 前2号に定めるもののほか、第28条の規定による申告に関する特例その他第1項の規定の適用がある場合における市民税に関する規定の適用に関し必要な事項は、市長が定める。

附則第17条の6第3項を次のように改める。

- 3 前条第3項の規定は、第1項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第3項第1号中「附則第17条の5の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とあるのは「附則第17条の6第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項第2号中「附則第17条の5の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とあるのは「附則第17条の6第1項の規定による市民税の所得割の額」と読み替えるものとする。

附則第18条第2項前段中「附則第17条の6第3項」を「附則第17条の5の2第3項」に改め、同項後段中「同条第3項中「附則第17条の6第1項に規定する土地等に係る事業所得等」を「同条第3項第1号中「附則第17条の5の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得」に、「附則第17条の6第1項」を「同項第2号中「附則第17条の5の2第1項」に改める。

附則第19条第2項前段中「附則第17条の6第3項」を「附則第17条の5の2第3項」に改め、同項後段中「同条第3項中「附則第17条の6第1項に規定する土地等に係る事業所得等」を「同条第3項第1号中「附則第17条の5の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得」に、「附則第17条の6第1項」を「同項第2号中「附則第17条の5の2第1項」に改める。

附則第19条の2第1項中「附則第35条の2の6第7項」を「附則第35条の2の6第15項」に改め、「(法附則第35条の2の3第4項の適用があるものについては、同項)」を削り、同条第2項前段中「附則第17条の6第3項」を「附則第1

7条の5の2第3項」に改め、同項後段中「同条第3項中「附則第17条の6第1項に規定する土地等に係る事業所得等」を「同条第3項第1号中「附則第17条の5の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得」に、「附則第17条の6第1項」を「同項第2号中「附則第17条の5の2第1項」に改め、同条第3項前段中「附則第35条の2の6第7項」を「附則第35条の2の6第15項」に改め、同項後段中「附則第35条の2の6第8項」を「附則第35条の2の6第16項」に、「同条第7項」を「同条第15項」に改め、同条第4項中「附則第35条の2の6第7項」を「附則第35条の2の6第15項」に、「第37条の12の2第5項」を「第37条の12の2第11項」に改める。

附則第19条の2の2第2項中「特定管理口座)に」の右に「係る同条第1項に規定する振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座に」を加える。

附則第19条の2の3の次に次の1条を加える。

(源泉徴収選択口座内配当等に係る市民税の所得計算及び特別徴収等の特例)

第19条の2の4 所得割の納税義務者が支払を受ける租税特別措置法第37条の1の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等については、令附則第18条の4の2第10項の規定により、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の配当等に係る配当所得の金額とを区分して、これらの金額を計算する。

附則第19条の4第2項前段中「附則第17条の6第3項」を「附則第17条の5の2第3項」に改め、同項後段中「同条第3項中「附則第17条の6第1項に規定する土地等に係る事業所得等」を「同条第3項第1号中「附則第17条の5の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得」に、「附則第17条の6第1項」を「同項第2号中「附則第17条の5の2第1項」に改める。

附則第23条を附則第24条とし、附則第22条の次に次の1条を加える。

(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る市税の特例)

- 第23条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であって整備法第106条第1項（整備法第121条第1項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の登記をしていないもの（整備法第131条第1項の規定により整備法第45条の認可を取り消されたもの（以下それぞれ「認可取消社団法人」又は「認可取消財団法人」という。）を除く。）については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第18条の規定を適用する。
- 2 整備法第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であって整備法第106条第1項の登記をしていないもの（認可取消社団法人又は認可取消財団法人にあつては、法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人に該当するものに限る。）については、同条第6号の公益法人等とみなして、第26条の規定を適用する。
- 3 外国公益法人等（法附則第41条第6項に規定する外国公益法人等をいう。）については、平成25年11月30日までに開始する事業年度分の法人の市民税に限り、法人税法第2条第6号の公益法人等とみなして、第26条の規定を適用する。
- 4 整備法第41条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第106条第1項の登記をしていないもの又は認可取消社団法人若しくは認可取消財団法人については、一般社団法人又は一般財団法人とみなして、第26条の規定を適用する。
- 5 整備法第2条第1項に規定する旧有限責任中間法人で整備法第3条第1項本文の規定の適用を受けるもの及び整備法第25条第2項に規定する特例無限責任中間法人については、一般社団法人とみなして、第26条の規定を適用する。

6 固定資産を有料で借り受けた者が、これを法附則第41条第11項各号に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に対し、固定資産税を課する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条及び第13条から第15条までの改正規定 この条例の公布の日
- (2) 第18条の改正規定及び附則第23条を附則第24条とし、附則第22条の次に1条を加える改正規定並びに附則第3条の規定 平成20年12月1日
- (3) 附則第17条の5の次に1条を加える改正規定、附則第17条の6、第18条及び第19条の改正規定、附則第19条の2の改正規定（同条第1項中「（法附則第35条の2の3第4項の適用があるものについては、同項）」を削る部分を除く。）、附則第19条の2の3の次に1条を加える改正規定並びに附則第19条の4の改正規定並びに次条第3項及び第4項の規定 平成22年1月1日
- (4) 附則第19条の2第1項の改正規定（「（法附則第35条の2の3第4項の適用があるものについては、同項）」を削る部分に限る。）及び次条第5項の規定 平成22年4月1日
- (5) 第68条の改正規定 日本年金機構法の施行の日
- (6) 附則第8条の改正規定 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日
(市民税に関する規定の適用区分)

第2条 この条例による改正後の京都市市税条例（以下「改正後の条例」という。）

第32条の8の2から第32条の8の9までの規定は、平成21年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

- 2 改正後の条例第27条の6第3項及び第4項の規定は、所得割の納税義務者が平成20年1月1日以後に支出する同条第3項に規定する寄附金について適用する。
- 3 所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に支払を受けるべき改正後の条例附則第17条の5の2第1項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、同項前段の規定により、当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額に対して課する市民税の所得割の額は、同項前段の規定にかかわらず、地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号。以下「改正法」という。）附則第8条第10項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。
- 4 改正後の条例附則第19条の2の4の規定は、平成22年1月1日以後に所得割の納税義務者が交付を受ける同条に規定する源泉徴収選択口座内配当等について適用する。
- 5 所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に改正法附則第8条第19項に規定する上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（租税特別措置法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、改正後の条例附則第19条の2第1項の規定により同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち改正法附則第8条第19項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対して課する市民税の所得割の額は、改正後の条例附則第19条の2第1項の規定にかかわらず、改正法附則第8条第19項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

第3条 この条例による改正前の京都市市税条例第18条第1項第1号に規定する旧民法（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第38条の

規定による改正前の民法をいう。)第34条の規定により設立された法人(地方税法第294条第8項に規定する収益事業を行わないものに限る。)に対して課する平成20年度分までの法人の市民税の均等割については、なお従前の例による。

(その他の経過措置)

第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

(京都市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 京都市市税条例の一部を改正する条例(平成17年6月8日京都市条例第5号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第2項前段中「第27条の6第3項」を「第27条の6第6項」に改め、同項後段中「第27条の6第3項」を「第27条の6第6項」に、「第27条の4及び前2項」を「並びに第1項から第3項まで及び前項」に改め、同条第4項前段中「第27条の6第4項」を「第27条の6第6項」に改め、同項後段中「第27条の6第4項」を「第27条の6第6項」に、「及び前3項」を「並びに第1項から第3項まで及び前項」に改める。

提案理由

地方税法の一部改正により、個人の市民税について寄附金控除の制度が拡充されたこと等に伴い、規定を整備する必要があるので提案する。